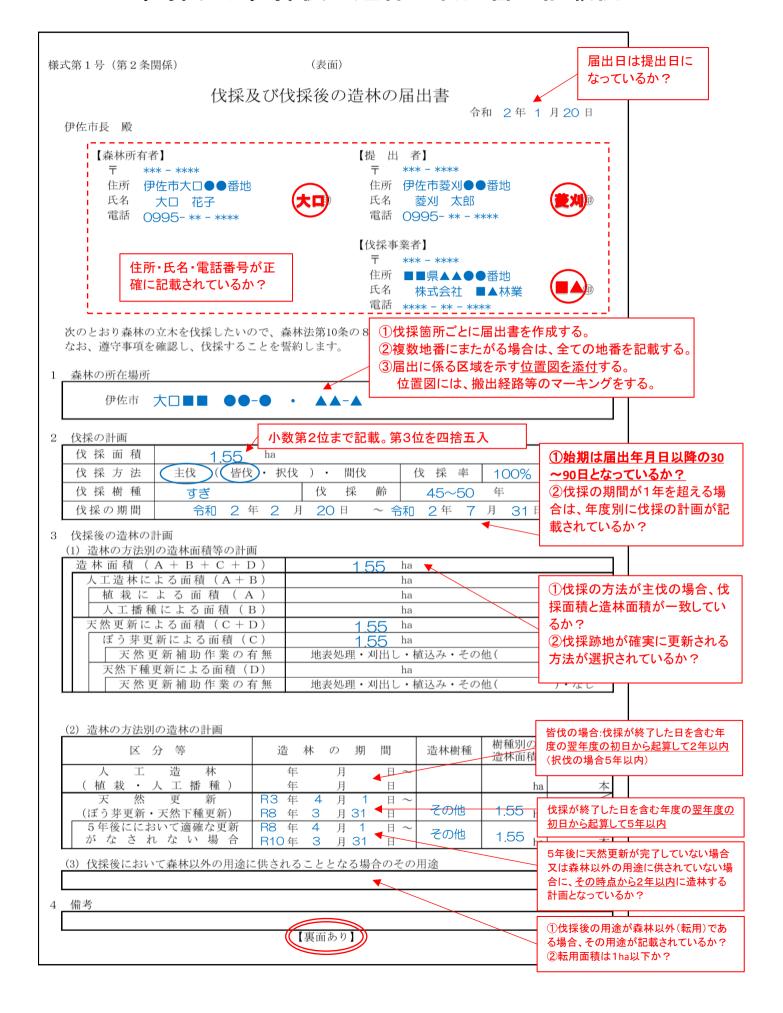
# 伐採及び伐採後の造林の届出書の記載例(天然更新の場合)



様式第1号(第2条関係)

(裏面)

### 注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 提出者が森林所有者等でない場合にあっては、森林所有者と伐採事業者が連名で提出すること。
- 3 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 4 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、その他の針葉樹及びぶな、くぬぎ、その他の広葉 樹の別に区分して記載すること。
- 6 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 7 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 8 伐採の期間が年度を超える場合においては、2の伐採の計画を年度別に記載すること。
- 9 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐 に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 10 植栽による面積欄には、伊佐市森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められて いる伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 11 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載する こと。
- 12 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 13 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 14 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 15 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地 が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。
- ※ 届出に係る森林において、過去に森林整備事業(造林補助事業等)が実施されていた場合、その事業完了日から所定 年間が皆伐や転用等が制限されている場合があるので、該当する場合は、地域振興局もしくは事業を実施した者(森林組合など)に確認すること。

## 遵守事項は必ずご確認ください。

### 遵守事項

- ① 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採を行います。
- ② 地元自治会長及び隣接者への伐採の内容を事前に説明して伐採を行います。
- ③ 伐採に当たっては、林地の保全、落石の防止、土砂の流失、風水害等各種災害を誘発することのないよう、十分考慮 して行います。
- ④ 伐採・搬出に公道(市道、農道、林道)、作業道・用排水路を反復して利用する場合は、申請書又は届出書を提出し、 万が一破損した場合は、原形復旧を行います。
- ⑤ 伐採に起因する事案が生じた場合には、伐採中及び伐採後においても森林所有者、伐採事業者がその責任を負い、原 形復旧及び森林保全の早期回復を行います。

▼ 森林所有者

☑提出者

☑ 伐採事業者

### 伐採後の造林に係る森林の状況の報告制度

① 人工造林の場合、植栽完了の日から30日以内に報告書を提出します。

② 天然更新の場合、天然更新完了の日から30日以内に報告書を提出します。

③ 林地転用の場合、その用途に供した日から30日以内に報告書を提出します。

当該報告制度を確認しました。 (確認後□にチェックしてください。)

✓ 伐採後の造林に係る権原を有する者 (森林所有者等) 遵守事項を理解したうえで、全ての項目に チェックがされているか?